

○遠賀町在宅ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス事業実施要綱

平成12年3月31日要綱第3号

改正

平成18年3月30日告示第51号

平成21年4月9日告示第40号

遠賀町在宅ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 在宅の、ねたきり高齢者等にとって寝具は日常的に使用する用具である。この日常生活に欠かせない寝具を洗濯・乾燥・消毒することにより清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するとともに介護者の負担の軽減をはかることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は遠賀町とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人又は民間事業者（以下「委託法人等」という。）に委託して実施するものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護状態区分4及び5の者又はこれに準ずる者であって、在宅で常時ねたきりの者とする。

(サービスの内容)

第4条 寝具洗濯サービス（以下「洗濯サービス」という。）は次のとおりとする。

- (1) 寝具（掛蒲団・敷蒲団・毛布、各一枚を一式）の洗濯・乾燥・消毒
- (2) 1会計年度に1回実施する。

(利用申請及び決定)

第5条 洗濯サービスを希望する者（以下「申請者」という。）は、在宅ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス利用申請書（様式第1号）により町長に申し出るものとする。

2 町長は、利用申請を適当と認めた場合には、在宅ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス利用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、当該洗濯サービスの決定を受けた者（以下「利用者」という。）を在宅ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス利用者台帳（様式第3号）に記載するものとする。

3 町長は利用申請が適当でないときとは、在宅ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス利用却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 町長は、洗濯サービス利用の要否の決定基準を別に定めるものとし、必要に応じ申請者のほか対象者及び対象者世帯の状況を調査するとともに、高齢者サービス調整チームの意見を聞くなど総合的に勘案して決定するものとする。

5 町長は、申請があった日から起算して14日以内に決定・却下の決定をおこなうものとする。

(サービスの提供及び報告)

第6条 町長から委託を受けた委託法人等は、日程等を調整し在宅ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス事業実施計画書（様式第4号）を作成し町長に提出するものとする。

2 委託法人等は、サービス提供の前後に、在宅ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス事業実績表（様式第5号）に利用者又はその家族から確認印を受けるものとする。

3 委託法人等は、洗濯サービスの実施月の翌月の5日までに在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(負担金)

第7条 利用者は、洗濯サービスにかかる実費の1割を負担するものとする。

(サービスの変更)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、在宅ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス内容変更（様式第7号）により届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 決定内容に変更があったとき。

(サービスの廃止)

第9条 町長は、利用者から洗濯サービス利用の必要がなくなった旨の届け出があったとき又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、洗濯サービスを廃止することができる。

- (1) 洗濯サービスを受ける必要がないと認められるとき。
 - (2) 入院等により3か月以上在宅で生活していないとき。
 - (3) 前各号に規定する以外に町長が不相当と認めたとき。
- 2 町長は、洗濯サービスを廃止したときは、台帳に記載のうえ、在宅ねたきり高齢者寝具洗濯サービス廃止通知書（様式第8号）により、利用者とその旨通知するものとする。

（委託料の支払）

第10条 町長は、委託法人等の委託契約書の定めるところにより、委託料を支払うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、洗濯サービスに関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則（平成18年3月30日告示第51号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月9日告示第40号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式（省略）